

枚方京田辺環境施設組合職員の旅費に関する条例

平成28年7月1日

条例第17号

改正 令和2年7月30日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき、職員の旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「出張」とは、職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行することをいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に次条第3項の規定により出張命令を変更(取消しを含む。以下同じ。)され、又は死亡した場合において、当該出張のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失となった金額で管理者が定めるものを旅費として支給することができる。

3 第1項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、出張中交通機関等の事故又は天災その他管理者が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で管理者が定める金額を旅費として支給することができる。

(出張命令)

第4条 出張は、管理者又はその委任を受けた者（以下「出張命令権者」という。）の発する出張命令によって行わなければならない。

2 出張命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、出張命令を発することができる。

3 出張命令権者は、既に発した出張命令を変更する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による出張者の申請に基づ

き、これを変更することができる。

(出張命令に従わない旅行)

第5条 出張者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令（前条第3項の規定により変更された出張命令を含む。以下この条において同じ。）に従って出張することができない場合には、あらかじめ出張命令権者に出張命令の変更の申請をしなければならない。

- 2 出張者は、前項の規定による出張命令の変更の申請をする暇がない場合には、出張命令に従わないので出張した後、できるだけ速やかに出張命令権者に出張命令の変更の申請をしなければならない。
- 3 出張者が、前2項の規定による出張命令の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、出張命令に従わないので出張したときは、当該出張者は、出張命令に従った限度の出張に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、次のとおりとする。

- (1) 鉄道賃
 - (2) 船賃
 - (3) 航空賃
 - (4) 車賃
 - (5) 宿泊料
 - (6) 食卓料
- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
 - 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
 - 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
 - 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。
 - 6 宿泊料は、出張中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
 - 7 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって出張し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の出張日数は、出張のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

第9条 1日の出張において、宿泊料について定額を異にする理由が生じた場合には、額の多い方の定額による宿泊料を支給する。

第10条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(鉄道賃)

第11条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

- (1) その乗車に要する旅客運賃
- (2) 急行料金を徴する線路による出張の場合には、前号に掲げるもののほか、急行料金
- (3) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による出張の場合には、前2号に掲げるもののほか、特別車両料金
- (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による出張の場合には、前3号に掲げるもののほか、座席指定料金

2 前項第2号の急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

- (1) 特別急行列車又は特別急行電車を運行する線路による出張で片道1

00キロメートル以上のもの（出張命令権者が公務上必要があると認める場合は、片道50キロメートル以上のもの）

(2) 普通急行列車、準急行列車、普通急行電車又は準急行電車を運行する線路による出張で片道50キロメートル以上のもの（出張命令権者が公務上必要があると認める場合は、片道25キロメートル以上のもの）

3 第1項第3号の特別車両料金は、出張命令権者が特に公務上の必要により特別車両の利用を認める場合に限り、支給する。

4 第1項第4号の座席指定料金は、同項第2号の急行料金を支給する場合に限り、支給する。

(船賃)

第12条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び特別船室料金による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による出張の場合には、次に掲げる運賃

イ 管理者及び副管理者（以下「管理者等」という。）については、上級の運賃

ロ イの職員以外の職員（以下「一般職の職員」という。）については、中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による出張の場合には、上級の運賃

(3) 運賃の等級を区分しない船舶による出張の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 特別船室料金を徴する船舶を運行する航路による出張の場合には、前3号に掲げるもののほか、特別船室料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による出張の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

3 第1項第4号の特別船室料金は、出張命令権者が特に公務上の必要により特別船室の利用を認める場合に限り、支給する。

(航空賃)

第13条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

2 航空賃は、出張命令権者が特に公務上の必要により航空機の利用を認める場合に限り、支給する。

(車賃)

第14条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で出張の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第10条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊料)

第15条 宿泊料の額は、1夜につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める定額による。

(1) 管理者等 15,000円

(2) 一般職の職員 12,500円

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸し、又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第16条 食卓料の額は、1夜につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める定額による。

(1) 管理者等 3,000円

(2) 一般職の職員 2,500円

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(組合を構成する市の区域内出張の旅費)

第17条 組合を構成する市の区域内における出張については、鉄道賃又は車賃に限り、支給する。

(旅費の調整)

第18条 管理者は、当該出張における特別の事情により、又は当該出張の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合において、不当に出張の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときは、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 管理者は、出張者がこの条例の規定による旅費により出張することが当該出張の性質上困難である場合には、別に定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第19条 管理者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する理由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(退職者等の旅費)

第20条 職員が出張中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、その者に対し、前職の旅費に準じて旅費を支給する。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第2号から第5号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、この限りでない。

(事務引継等のため必要な旅費)

第21条 職員が退職した場合において、事務引継その他残務整理のため旅行を命ぜられたときは、その者に対し、前職の旅費に準じて旅費を支給する。

(遺族の旅費)

第22条 職員が出張中に死亡した場合には、当該職員の遺族（職員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一に

していた他の親族をいう。以下同じ。)に対し、その都度、管理者が定めるところにより、旅費を支給する。

- 2 前項の規定により旅費の支給を受けることができる遺族の順位は、同項に掲げる順序とし、同順位者があるときは、年長者を先にする。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年7月30日条例第3号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の枚方京田辺環境施設組合職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する出張及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する出張のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該出張のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した出張については、なお従前の例による。